

(注意)本資料はホームページ掲載用に加工したものです。
当日のウェビナー資料とは異なる場合がありますので、ご了承ください。



マドリッド制度のよくある質問と回答-2023

澤里 和孝

法務官

マドリッド法務部

吉田聡一

アソシエイトオフィサー

マドリッド情報・促進部

2023年11月30日

本日の内容

- 出願資格(問1-3)
- 事後指定(問4-6)
- 名義変更(問7-9)
- 名義人の名称・住所変更(問10)
- 商品リストの限定(問11)
- 指定国の放棄(問12)
- 商品リストの取消 (問13)
- 更新(問14-17)
- 国際登録簿の更正(問18-19)
- 名義人の処分権の制限(問20)

出願資格(1)

問1. 英国の100%子会社は、「現実かつ真正の商業上又は工業上の営業所」として、英国知的財産庁(UKIPO)への出願資格を満たすでしょうか

- a) 出願資格を満たす
- b) 出願資格を満たすかどうかは、
本国官庁(UKIPO)の法令次第

出願資格(1)

- 英国の子会社がUKIPOへの出願資格を満たすかどうかは、
本国官庁(UKIPO)の法令次第
- 本国官庁は出願人が1以上の出願資格を満たしていることを、国際出願時に判断
- WIPOは、出願人が実際に国際出願の資格を満たしているか確認しない*

* 居所、営業所を資格としているのに住所の記載がない場合、WIPOは欠陥通報を送付

出願資格(2)

問2. 日本国籍を出願資格として国際登録後、フランス国籍に変更した場合、出願資格を変更できるでしょうか

- a) 変更できる
- b) 変更できない

出願資格(2)

- 国際登録後、出願資格を**変更できない**
- 本国官庁への出願資格は、国際出願時に満たしていれば十分であり、変更の内容を国際登録簿に反映させる必要はない
- 名義変更を記録した場合、新名義人の出願資格は、指定国に通報、公報に掲載され、Madrid Monitor に表示

出願資格(3)

問3. 出願資格がなかったことが国際登録後判明した場合、第三者はWIPOに国際登録の取消を請求できるでしょうか

- a) 請求できる
- b) 請求できない

出願資格(3)

- 第三者は、出願資格がなかったことを理由として、国際登録の取消をWIPOに請求できない

- 第三者が国際登録を取消する方法
 - 1) 名義人による自発的な国際登録の取消
 - 2) 基礎商標の取消による国際登録の取消

事後指定(1)

ご質問

問4. 国際登録前(国際登録番号付与前)に、指定国を追加する必要がある場合、事後指定できるでしょうか

- a) 事後指定できる
- b) 事後指定できない

事後指定(1)

- 議定書3条の3(2)により、事後指定は国際登録された場合にのみ可能(国際登録前に事後指定できない)
- 国際登録番号の記載は必須(規則24(3)(a)(i))
- 優先期間内に指定国を追加する必要がある場合
 - 1) 最初の国際出願を取下げて再度国際出願、又は
 - 2) 指定国に直接出願

事後指定(2)

問5. 事後指定を、更新、名義変更後に効力が生じる旨希望した場合、事後指定日はいつになるのでしょうか

- a) 存続期間満了日、名義変更記録日の翌日
- b) 審査官の国際登録簿への記録日

事後指定(2)

- 更新、名義変更後に効力を生じる旨希望した場合、事後指定日はそれぞれ**存続期間満了日、名義変更記録日の翌日**
- オンライン事後指定の場合、満了日の6ヶ月前から、再度更新が必要となる旨の警告が表示*

I request that this subsequent designation takes effect at the start of the new period of protection (i.e., after the upcoming renewal date)

The current period of protection ends on 01 Apr 2024. If you do not choose this option, your subsequent designation will be effective as from today, and you will have to pay renewal fees for the Contracting Party(ies) mentioned in this request when you renew this international registration.

* 満了日前に更新した場合、警告は表示されない

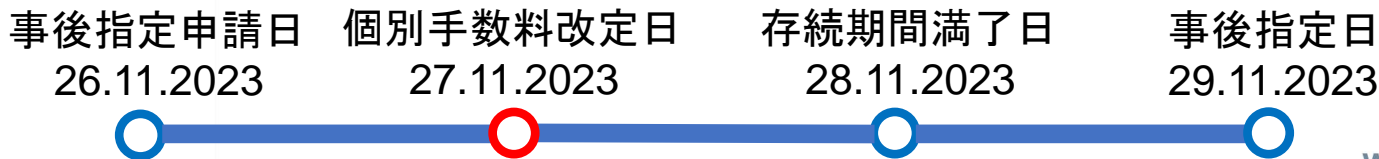
事後指定(3)

問6. 事後指定を、存続期間満了日**後**に効力が生じる旨希望した場合、申請時に有効な料金と事後指定日に有効な料金、どちらが適用されるのでしょうか

- a) 申請時の料金
- b) 事後指定日の料金

事後指定(3)

- WIPOに直接申請した事後指定の手数料は、事後指定の申請時の料金が適用 (規則34(7)(e))
- 事後指定が満了日の翌日に記録された場合でも、事後指定日の料金は適用されない



名義変更(1)

問7. 名義人（譲渡人）の署名が入手できない場合、新名義人（譲受人）は、署名の代わりに譲渡証明書を添付できるでしょうか

- a) 添付できる
- b) 添付できない

名義変更(1)

- 名義人の署名の代わりに、譲渡証明書は添付できない

- 名義変更の場合、下記のいずれかの署名が必須
 - 1) 名義人
 - 2) 名義人の代理人
 - 3) 名義人の締約国の官庁
 - 4) 新名義人の締約国の官庁

名義変更(2)

問8. 共同名義の国際登録について名義変更する場合、
全ての名義人の署名が必要でしょうか

- a) 全ての名義人の署名が必要
- b) 署名の権限があれば、一人の名義人により署名が可能

名義変更(2)

- 2021年2月1日施行の実施細則改正により、署名の権限があれば、一人の名義人により署名可能
- 名義変更のみならず、全ての手続き(MM18を含む)について、一人の名義人により署名可能
- 2020年2月1日施行の実施細則改正により、タイプ打ち*の署名も可能

* 署名の前後をフォワード・スラッシュ(/)で挟む s-signatureである必要はない /madridlegal/

名義変更(3)

問9. 名義人の住所が異なる複数の国際登録を、一度の手続で名義変更して良いでしょうか

- a) 特段問題ない
- b) 同一の住所毎に申請した方が良い

名義変更(3)

NOTIFICATION

ENN/2022/6

Reproduction of the mark where
the mark is represented in
standard characters

DENTALLOOP

Registration number **1 646 538**

Registration date **January 27, 2022**

Date next payment due **January 27, 2032**

Name and address of holder
AAH Holdings LLC
230 Park Avenue, Floor 3/4 **New York NY 10169** United States of
America)

NOTIFICATION

TRN/2022/40

Registration number(s) **1 232 560** (ASSISI LOOP), **1 254 532** (ASSISI LOOP), **1 646 538**
(DENTALLOOP), **1 647 677** (ASSISI DentaLOOP)

Name and address
of the transferor
AAH Holdings LLC, **Santa Fe NM 87505** (United States of
America)

Name and address
of the new holder
ZOMEDICA INC.
100 Phoenix Drive, Suite 125, Ann Arbor MI 48108 (United States
of America)

DECLARATION THAT A CHANGE IN OWNERSHIP HAS NO EFFECT

Notified to the International Bureau of World Intellectual Property Organization (WIPO)
Under Rule 27(4) of the Common Regulations

I. Administration which pronounces the declaration:

National Intellectual Property Administration, PRC (CNIPA)
1, Chama Nanjie, Xichengqu, Tel: 86-10-63219000
Beijing, 100055
People's Republic of China Fax: 86-10-68050285



II. Reference number of Office: GJTR.2022000006050WXYW01

Date of declaration: 2022/11/21

III. International Registration Number Concerned: **1646538**

Name and address of the holder of the international registration recorded in China:
AAH HOLDINGS LLC
230 Park Avenue, Floor 3/4 New York NY 10169

IV. Reason(s) and Proposal(s):

The address of the transferer is "1807 Second Street, Suite 45-A **Santa Fe NM 87505**", which is different with
"230 Park Avenue, Floor 3/4 New York NY 10169" of the holder, so the transferer does not have the right to
assign the mark.

- 1) 名義人(譲渡人)の住所がNYの国際登録1646538についても、住所がNM(ニューメキシコ)の国際登録と同時に名義変更できるが
- 2) 名義変更の通報には、譲渡人の最も古いIRN123250のNYの住所のみ表示される
- 3) 指定国の官庁は、譲渡人の住所が異なるとして、名義変更を拒否する場合がありますので、同一の住所毎に申請した方が良い

名義人の名称・住所変更

問10. 名義人の住所の異なる複数の国際登録について、一度の手続で名義人の名称のみ変更できるでしょうか

- a) 名称のみ変更できる
- b) 名称のみ変更できない

名義人の名称・住所変更

- 名義人の住所の異なる複数の国際登録について、一度の手続で名義人の**名称のみ**を変更できない
- 国際登録簿の仕様上、名義人の名称・住所が同一の国際登録についてのみ、指定国に通報可能
- 名義人の住所変更と同時であれば変更できる

商品リストの限定

問11. 国際出願、事後指定と同様、一度の手続で指定国毎に異なる商品リストの限定を記録することはできるでしょうか

- a) 異なる限定を記録できる
- b) 異なる限定を記録できない

商品リストの限定

- 指定国毎に異なる商品リストの限定を記録できない
- 料金表7.3により、複数の指定国の限定については、同一の商品リストの場合に限られる
- 国際登録簿の仕様上、同一の商品リストの限定についてのみ、指定国に通報可能

指定国の放棄

ご質問

問12. 同一の指定国について複数の指定（国際登録、事後指定）がある場合、いずれか一方のみを放棄できるでしょうか

- a) 放棄できる
- b) 放棄できない

指定国の放棄

- 同一の指定国について複数の指定がある場合であっても、いずれか一方のみを**放棄できない**
- 規則25(1)(a)(ii)により、放棄の効力は一部の指定国の全ての商品リストに及ぶ

国際登録時の指定

事後指定

放棄



商品リストの取消

問13. 商品リストの一部が本国官庁又は名義人の請求により取消された場合、国際登録時に記録された商品リスト（メインリスト）は上書きされるでしょうか

- a) 上書きされる
- b) 上書きされない

商品リストの取消

- 商品リストの一部が取消されたとしても、メインリストは**上書きされない**(Madrid Monitorには、以下の注釈が表記)

10 Medical diagnostic apparatus and instruments for detection, identification, and assessment of infectious diseases.

44 Medical analysis services in the nature of analyzing clinical data for purposes of providing medical diagnostic information and for guiding patient treatment for overall population health and improved patient outcomes.

Cancellation effected for some goods and services following the ceasing of effect of the basic application, the registration resulting therefrom or the basic registration under Rule 22 (2023/41 Gaz)

See the 'Designation Status' tab for detailed information on the status of goods and services.

- 一部取消された商品は事後指定できないことから、事後指定をする場合、削除された区分は限定により削除

更新(1)

問14.メインリストについて更新できない区分がある場合、その区分は国際登録簿から削除されるのでしょうか

- a) 削除される
- b) 削除されない

更新(1)

- 商品リストの限定、一部無効により、全ての指定国で更新できない区分があったとしても、国際登録簿から削除されない
(メインリストは上書きされない)
- 個別手数料を宣言していない指定国を含む場合、メインリストの区分数で追加手数料の額を計算することから、この状況は生じない
- 商品リストの限定により、追加手数料を節約できない

更新(2)

問15. 指定国において一部無効が確定しているが、指定国がWIPOに無効を通報していない場合、更新料は有効な区分だけで良いでしょうか

- a) 更新時、無効の決定を添付すれば、更新料は有効な区分だけで良い
- b) 全区分の更新料が必要

更新(2)

- 一部無効が国際登録簿に記録されていない限り、その指定国の全区分の更新料が必要
- 指定国は無効を再審の可能性が完全になくなってからWIPOに通報しなければならない(無効に通報期限はない)
- 一部無効の区分の個別手数料を支払わないためには、商品リストの限定を更新前に国際登録簿に記録

更新(3)

ご質問

問16. 存続期間満了日前に更新した後、満了日前に事後指定した場合、追加更新する必要はあるでしょうか

- a) 追加更新は必要
- b) 追加更新は不要

更新(3)

- 存続期間満了日前に更新した後、事後指定した場合、追加更新は必要
- 追加更新しない場合、事後指定した指定国は未更新により取消となる



更新(4)

問17. 更新日直前に事後指定をし、その指定国を更新しなかったところ、WIPOから未更新による取消、指定国から保護認容声明が送付されました。どちらが有効なのでしょうか

- a) 未更新による取消通知
- b) 保護認容声明

更新(4)

- 未更新による取消通知が有効
- 事後指定日が存続期間満了日の直前である場合、事後指定は満了日以降に指定国に通報
- 未更新による取消が通報されているにも関わらず、指定国が保護認容声明を送付する場合がある

事後指定日

存続期間満了日

事後指定通報日

未更新による取消

保護認容声明



国際登録簿の更正(1)

問18. 国際登録の標章 (WILLIAM MORRIS AT HOME) が、本国官庁の誤りにより、基礎商標の標章と異なっている場合、更正できるでしょうか



- a) 基礎商標と標章が異なる場合は、更正できる
- b) 公報掲載日から9か月以内であれば、常に更正できる

国際登録簿の更正(1)

- 公報掲載日 (= 指定国への通報日) から9か月以内であれば、本国官庁の誤りは、常に更正できる
- 9か月以降は、標章が基礎商標と異なっていたとしても、更正できない

▼	International Registration : 2022/30 Gaz 11.08.2022, CA, US
151	Date of the registration 30.05.2022
180	Expected expiration date of the registration/renewal 30.05.2032
450	Publication number and date 2022/30 Gaz 11.08.2022

公報掲載日

* 2023年5月11日までに官庁が請求すれば更正可能

国際登録簿の更正(2)

問19. 商品リストを限定した際、誤って商品リストを拡大した場合、更正できるでしょうか

- a) 更正できる
- b) 更正できない

国際登録簿の更正(2)

- 商品リストを拡大する限定をしたとしても**更正できない**
 - 1) 名義人の誤りは更正できない
 - 2) WIPOは限定がメインリストの範囲内であるか確認する義務はなく、WIPOの誤りとして更正できない

- 指定国は商品リストを拡大する限定を拒否できる

Declaration That a Limitation Has No Effect
(Rule 27(5) of the Regulations under the Protocol)

- I. Name of the Office:**
Canadian Intellectual Property Office

IV. Reasons for which the limitation has no effect:

The list of goods or services that is the subject of the limitation on the date of its recording in the International Register is not within the scope of the list of goods or services of the Protocol application on its filing date.

VII. Information concerning a possible review or appeal:

This declaration is final and no longer subject to review or appeal

名義人の処分権の制限

問20. 処分権の制限（質権等）が国際登録簿に記録されている場合、名義人による名義変更の申請は記録されないのでしょうか

- a) 記録される
- b) 記録されない

名義人の処分権の制限

- 処分権の制限が記録されていても、規則の要件を満たす名義変更の申請は記録される
- 処分権の制限の記録は情報提供であり、法的効果はない
- 処分権の制限が記録されている場合、名義変更を拒否する締約国もあるので、処分権の制限を削除した方が望ましい



WIPO | MADRID

The International
Trademark System



Q&Aセッション

オンラインセミナー(Webinar)



WIPO
WORLD
INTELLECTUAL PROPERTY
ORGANIZATION

広報 | 会合 | お問い合わせ | IP Portal | 日本語

IPサービス 施策・取組 協力・連携 資料・データベース IPについて WIPOについて WIPOウェブサイトを検索

ホーム、WIPOとは?、外部事務所、WIPO日本事務所

WIPO日本事務所

世界でも日本においても知的財産の価値がますます高まっています。ボーダレスな時代において、日本の皆様も海外において自身の知財を守ることが肝要です。

WIPO日本事務所は、発明者や科学者、エンジニア、創作者、芸術家の皆様が一層評価されるよう、知的財産制度の意義や役割を、「伝道師」として、広く国内外に足を運び、積極的に機会を捉え、発信して参ります。

▶ More...

詳しくはこちら

日本事務所について | 日本事務所の活動 PDF | 日本事務所ニュースレター | 日本語のWIPO資料 | 日本事務所の活動写真 (Flickrアルバム) | 日本国のプロフィール | 日本の知的財産関連情報

【重要なお知らせ】 WIPO日本事務所は、現在、新型コロナウイルス感染症対策のため、オフィスへの出勤の人数や時間帯を制限しております。お電話でのお問い合わせは、平日10時から17時までの間でお断り申し上げます。それ以外の時間帯のお問い合わせやお電話がつながりにくい場合につきましては、「お問い合わせ先」よりお断り申し上げます。ご不便をおかけいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス関連最新情報: PCT | マドプロ | ハーク

お問い合わせ先

特集
中小企業の応募募集中: WIPOグローバル・アワード
知的財産を活用し国内外に影響を与えるプレーヤーを表彰する新プログラムを始動。日本の中小企業の参加をお待ちしています。
申し込み 詳細

特集
WIPO Webinar (日本語)

WIPO日本事務所ウェビナー

WIPO日本事務所では様々なトピックのウェビナー（オンラインセミナー）を日本語で開催（参加無料）しております。



ウェビナーの詳細の確認や参加登録は「詳細と登録」ボタンから行っていただけます。

既に終了したウェビナーの多くがアーカイブ動画を公開しています。こちらは「動画」ボタンからご覧ください（お名前、メールアドレス等のご登録が必要です。また、一部、動画を公開していないものもございます。）。

皆様の御参加を心よりお待ちしております。

ウェビナー一覧

日程	タイトル	トピック		資料
2022年9月15日	(初心者向け) 商標の国際登録制度「マドリッド制度」の概要 (2022)	商標 (マドリッド)	詳細と登録	
2022年7月26日	中小企業こそ知っておきたい海外ビジネスを成功させるブランド戦略	商標 (マドリッド)	動画	PDF
2022年7月8日	インドの知的財産概況	その他	動画	PDF
2022年6月29日	日本国特許庁におけるマドリッド国際登録出願オンライン受付 (Madrid e-Filing) のご案内	商標 (マドリッド)	動画	PDF
2022年6月28日	WIPO GREENウェビナー 環境技術のグリーン化に向けた (ラテンアメリカ編)	WIPO GREEN	動画	PDF PDF
2022年6月27日	PCTウェビナーシリーズ 「国際調査及び国際予備審査」及び「補正及び明白な誤記の訂正」	特許 (PCT)	詳細と登録	

WIPO日本事務所ウェブサイトにおけるマドリッド関連情報

WIPO
WORLD
INTELLECTUAL PROPERTY
ORGANIZATION

広報 | 会合 | お問い合わせ | IP Portal | 日本語

IPサービス | 施策・取組 | 協力・連携 | 資料・データベース | IPについて | WIPOについて | WIPOウェブサイトを検索

ホーム、WIPOとは?、外部事務所、WIPO日本事務所

本ページの主な内容

WIPO日本事務所

世界でも日本においても知的財産の価値がますます高まっています

特集

サービス

国際特許出願のための PCT 制度

WIPO | PCT

- PCT 締約国
- 各締約国の手続き (PCT 出願人の手引)
- 手数料
- PCT 年次報告書

国際商標出願のためのマドリッド制度

WIPO | MADRID

- マドリッド締約国
- マドリッド制度の利点
- マドリッド制度の利用の流れ
- 各様式
- 各様式の記載ガイド
- 各締約国の手続き (Madrid Member Profiles)
- 費用と支払い方法
- 手数料計算ツール (Fee Calculator)
- マドリッド年次報告書

国際意匠出願のためのハーグ制度

WIPO | HAGUE

- ハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入により、日本では2015年にハーグ制度が効力しました。
- ハーグ締約国
- 各締約国の手続き (Hague Member Profiles)
- 手数料計算ツール (Fee Calculator)
- ハーグ年次報告書
- 意匠出願
- 意匠出願 - Designs in Action

日本語のWIPO資料

※情報が最新でない可能性もございます。ご了承ください。

PCT関連資料

- PCT について [PDF](#)
- PCT 出願人の手引
- PCT 標準様式
- 共通出願様式・例
- 条約・規則・実施細則
- PCT 期間計算システム
- WIPO への直接出願
- 国際出願と国の安全に関する考慮事項
- よくある質問
- セミナー資料
- ウェビナー

マドリッド関連資料

- マドリッド協定議定書、規則、ガイドの日本語訳 (外部サイトへリンク)
- マドリッド制度に関連する宣言一覧 [PDF](#)
- 手数料一覧 [PDF](#)
- 欠陥通報の対象となる商品・役務表示例 [PDF](#)
- 国際登録簿の更正 [PDF](#)
- 代替とは [PDF](#)
- マドリッド制度に関するお知らせ

ハーグ関連資料

- 新E-filingチュートリアル (仮訳) [PDF](#)
- よくある質問
- 複製物の作成方法に関するガイダンス [PDF](#)
- ハーグ制度手数料検索ガイド [PDF](#)
- 意匠の国際登録に関するハーグ協定 (制度ガイド) [PDF](#)
- ハーグ意匠国際登録の更新マニュアル [PDF](#)

その他の資料

- WIPO GREEN の紹介 (月刊「発明」2020年7月号) [PDF](#)
- 人工知能 (AI) 関連のWIPO の取り組み (月刊「発明」2021年6月号) [PDF](#)
- WIPO の著作権関連業務 (月刊「発明」2021年9月号) [PDF](#)
- WIPO の中小企業支援策と最近の取り組み (月刊「発明」2021年11月号) [PDF](#)
- 世界的財産の日とWIPO 日本事務所のニュース向けの取り組み

お問い合わせ先

世界知的所有権機関(WIPO)日本事務所

- 住所: 〒100-0013
東京都千代田区霞が関1丁目4-2
大同生命霞が関ビル3階
- TEL: 03-5532-5030
- E-Mail: japan.office@wipo.int
- URL: www.wipo.int/japan

WIPO
WORLD
INTELLECTUAL PROPERTY
ORGANIZATION

広報 | 会合 | お問い合わせ | IP Portal | 日本語

IPサービス 施策・取組 協力・連携 資料・データベース IPについて WIPOについて WIPOウェブサイトを検索

ホーム, WIPOとは?, 外部事務所, WIPO日本事務所

WIPO日本事務所

世界でも日本においても知的財産の価値がますます高まっています。ポータレスな時代において、日本の皆様も海外において自身の知財を守ることが肝要です。

【重要なお知らせ】 WIPO日本事務所は、現在、新型コロナウイルス感染症対策のため、オフィスへの出勤の人数や時間帯を制限しております。お電話でのお問い合わせは、平日10時から17時までの間をお願い申し上げます。それ以外の時間帯のお問い合わせやお電話がつながりにくい場合につきましては、「お問い合わせ先」よりお願い申し上げます。ご不便をおかけいたしますが、何卒よろしくようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス関連最新情報: [PCT](#) | [マドリード](#) | [ハーグ](#)

お問い合わせ先

- [PCT制度のよくある質問](#)
- [マドリッド制度のよくある質問](#)
- [ハーグ制度のよくある質問](#)

特集

WIPO日本事務所 [Twitterアカウント開設のお知らせ](#)

WIPO日本事務所のTwitterアカウントができました！
有益な情報をお届けしますので是非フォローをお願いいたします！

[@WipoJapanOffice](#) / Twitter

WIPO | MADRID
The International
Trademark System

Thank you!

最後までご参加いただき誠にありがとうございました。

ウェビナー終了後のアンケートへのご協力をお願い申し上げます。